

令和6年2月6日

利用団体様

新潟県少年自然の家

令和6年度 施設使用料金改定内容

【新潟県少年自然の家条例より】

少年自然の家を使用する場合は、次の定める使用料を納めなければならない。

※日帰りで使用する場合の使用時間は、午前9時から午後5時までとする。

区分		使用料
宿泊室	学齢に達しない者	680円
	小学生及び中学生	680円
	高校生等	680円
	その他	1,600円
体育館	午前	1,010円
	午後	1,350円
	夜間	1,010円
	全日	2,600円
多目的ホール	午前	650円
	午後	870円
	夜間	650円
	全日	1,670円
大研修室	午前	660円
	午後	870円
	夜間	660円
	全日	1,680円
中研修室	午前	450円
	午後	590円
	夜間	450円
	全日	1,140円
小研修室	午前	320円
	午後	430円
	夜間	320円
	全日	820円
和室研修室	午前	580円
	午後	770円
	夜間	580円
	全日	1,480円

工作室	午前	680 円
	午後	900 円
	夜間	680 円
	全日	1,730 円
野外活動支援棟研修室	午前	320 円
	午後	430 円
	夜間	320 円
	全日	820 円
キャンプ場 1人1泊につき	学齢に達しない者	220 円
	小学生及び中学生	220 円
	高校生等	220 円
	その他	360 円
常設テント	1張1泊につき	1,720 円

(使用料の免除)

幼稚園、保育園、こども園、小学校、中学校、高等学校の教育課程等に基づく活動で使用する場合は、使用料を免除することができる。

※「高校生等」とは、高等学校の生徒及びこれに準ずる者並びに15歳以上18歳未満の者をいう。

備考

※「午前」とは午前9時から正午までを、「午後」とは午後1時から午後5時までを、「夜間」とは午後6時から午後9時までを、「全日」とは午前9時から午後9時までをいう。